

## 第45回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成24年11月10日（土）

13:30～15:40

場所：ユートリー8階 中ホール

司会：ただ今から第45回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。開会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

林部長：環境生活部長の林でございます。まずもって委員の皆様には、大変お忙しい中、そして今日この雨の中、この会議にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。本日も、十分な御議論よろしくお願ひしたいと思います。

本年度、今日のこの協議会は4回目の協議会ということになるわけでございますけれども、これまで3回の協議会の中におきましては特定支障除去等に係る事業実施計画の変更について素案をお示しし、委員の皆様からいろいろな御意見、御指導を賜ってきたところでございます。

今日のこの協議会におきましては、これまでに皆様からいただいた御意見のほか、このたび国の方から示されました基本方針、そしてその後実施いたしました地山確認の結果、そして重要な課題となっているところでございます本県と岩手県の県境部の地下水の流入防止対策に関する本県と岩手県との協議内容の状況、こういったものを踏まえまして一部素案の修正を行いまして、改めて皆様方に変更実施計画の案としてお示しするものでございます。

そしてまた、本日のこの協議結果を踏まえまして、今後、産廃特措法に定められた手続きとなるわけでございますけれども、田子町からの意見聴取、そして県の環境審議会の方への諮問、そして答申をいただくと、こういった手続きを経てこの変更実施計画の案というものが確定することになるわけでございますけれども、本日の協議会等での御意見や田子町からの意見など、こういったものを踏まえながら、年内には環境大臣との協議を開始したいと、このように考えているところでございます。本日は、皆様からの御意見、御指導等を十分賜りたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

司会：それでは議事に移ります。以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては議長席にお移りいただき、よろしくお願ひいたします。

古市会長： 皆様、こんにちは。先ほど林部長からも御挨拶がございましたように、今日はあいにく雨でございますが、札幌は久々の快晴でございます、温度は2度くらいやっぱり低いですね、向こうがね。札幌は寒いです。ですから、夜はもう本当に0度近くなる予想になっています。

まあ、それはさておきまして、今日は特措法が延長されまして、それに向けての今日の協議事項でもございますけれども、変更実施計画書、この内容につきまして検討ができる最後の機会でございます。そういう意味で、これを重点的に皆様御検討いただければと思います。

この特措法延長に向けての変更点は、当初予想外のこととして1,4-ジオキサンが出てきたということが非常に大きな課題でありました。これはもうやむを得ない、新しく環境基準が設定されたものですからね。なおかつ、この1,4-ジオキサンというのはやっかいな代物でございます、なかなか対策が難しいものでございます。

それと当初予想していたもの、例えば岩手側の地下水が賦存していないということだったんですけれども、やはり十分地下水は有り、岩手側の地下水が青森側に流入するんだと。それに対して何らかの対策を講じる必要、例えば矢板遮水工を講じるべきであるという当初の予想が今回認められて、うまく岩手県側と協調してそれを設置するということになったと、先ほど林部長からお話ございました。

そういうことでございますので、想定外、予想内の部分もかなり改善されて新たな変更実施計画が出されようとしていますので、その内容をしっかり今日は見極めたいと思いますので、委員の皆様におかれましてはよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

では座って進めさせていただきます。

では、今日は報告事項が3件と協議事項が1件ございますので、できるだけ協議事項に時間を割きたいと思っております。それではさっそくでございますが報告事項、資料1に基づきまして県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績、いつものようによろしく願い申し上げます。

事務局： それでは資料1、撤去実績です。今回は11月2日現在の数字になります。上の表の右側ですが、今年度、平成24年度の実績として作業日数142日、台数8,750台、撤去実績104,816.64トンとなっております。累計として996,674.76トンとなっております。

なお、1,000,000トンという数字に近づいているわけですが、最新の昨日の時点で999,000トン台となっておりますので、週明け、12日の月曜日には

1,000,000 トンに達してそれを超えるというふうに見込んでおります。

それから右下の表のところでは推計量、括弧書きのところですが 1,149,000 トンとしております。これは今年度に入りまして 2 度目の推計量の見直し結果として、これまで 1,171,000 トンとしていたところですが、その後、さらに精査した結果として 1,149,000 トンとしております。詳しい内容についてはこの後の変更実施計画案の説明の中で説明させていただきます。

それに伴って、その左側にあります平成 24 年度と 25 年度の撤去量の割り振りということになりますが、24 年度の 160,000 トンというのはこれまでお示したとおりそのままにしまして、25 年度については、これまで 118,000 トンとしていたところですが、96,800 トンということで、25 年度で減らす形にしております。

なお、本年度の目標 160,000 トンに対する割合としては、65.5%、7 ヶ月経過の時点ですが 65.5%ということで順調に推移しているものと捉えております。資料 1 は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

ただ今、御報告をいただきましたように、左下の図を見ても 8 月、9 月、10 月と順調に撤去量が増加していっていると。一時期ちょっといくつかのトラブルがあつて減っておりましたけれども、まあ順調にやっているんだということでございます。

何か御質問はございませんですね、はい。これはあれですよ、台数と撤去量というのは必ずしも比例しないですよ。いやいや、それは比例するんだけど作業日数と台数はね。作業日数があるからといって台数が増えるというわけではないわけですね。

事務局： 定期修理の会社などもございますので。

古市会長： ありがとうございます。特段、ございませんようでしたら報告事項の 2 番目、資料の 2-1、2-2、2-3 までございますが、これにつきまして事務局より御報告をよろしくお願いします。

事務局： それでは資料 2-1 の方から説明させていただきます。地山確認調査結果ということで、第 7 回分の深度方向土壌調査を実施しました。この区間につきましては、前回の協議会で表層ガス調査の結果、13 区画でベンゼンが検出されたということを報告しておりますが、当該区画につきまして 8 月 20 日から 30 日にかけて深度方向の試料を採取いたしまして、公定法により溶出試験を行

ったところ、全て環境基準値以下であるということが確認できました。

従いまして、当該区画から汚染土壌は確認されないということになります。

調査範囲につきましては2ページの図の方に載せております。中央部の斜線を引いたエリアになります。分析結果はその次のページにございます。ベンゼンにつきましては、いずれも表層で不検出もしくは土壌環境基準以下という結果が出ております。

以上でございます。

引き続きまして8回目の分を申し上げます。

事務局 : 資料2-2をお開き願います。先月ですが、10月10日に実施いたしました本年第2回目、通算で第8回目の地山確認の概要について御説明させていただきます。

7月に実施いたしました第7回地山確認に引き続きまして、10月10日に廃棄物撤去が完了した不法投棄現場の南側エリアになるのですが、下の箇所図で見ますと水色の部分です。この部分について地域住民と報道関係者に公開のもとに、第8回目の地山確認を行っております。また、地山が汚染されていないかどうか確認をするために、地山から試料を採取しまして分析を行っております。

今回確認した面積につきましては、約5,700㎡で、これまでの確認済みのエリア、下の箇所図でまいりますと薄茶色の部分ですが、この面積と合わせまして約42,500㎡、全体の約51%が確認済みとなっております。

確認の方法ですが、地山の表層を目視で廃棄物がないことを確認しました。また、1カ所については深さ1.5mを重機で試掘しまして、目視で廃棄物がないことを確認しております。

次のページに確認状況の写真が載っております。地元の皆様と、あと報道関係者の立ち合いのもとに地山確認を行っております。廃棄物が完全に撤去されて地山が露出しているということを確認いたしました。今回の地山確認箇所におきましては、廃棄物が最大で約17.5mの深さで投棄されておりました。主な廃棄物は焼却灰主体で、あとはパーク堆肥様物、それにRDF様物が廃棄されておりました。

次のページの下の方の写真ですが、重機で試掘した後の状況写真が載っております。これについても廃棄物が完全に撤去されているということを確認しております。

以上で第8回の地山確認の概要について御説明させていただきましたが、本年は、12月10日にもう一度第9回目の地山確認を予定しているところがございます。

続きまして資料2-3になりますが、地山の調査結果について御説明させて

いただきます。

事務局： 第8回目の表層土壌結果を御報告いたします。

先ほど報告しました8回目の地山確認エリア、現場の南西側になります。それと7回目の残存分ということで、北西側の部分につきまして9月24日から27日に当該地山の試料を採取し分析を行ったところ、表層調査でベンゼンで5区画から検出されております。また、重金属につきましてはいずれの区画につきましても土壌環境基準以下でございました。

調査範囲につきましては、図の中央部から上の方の赤い四角で囲んでいる部分、それから南側の水色の中に赤い四角で囲んでいる部分でございます。この区画、合わせて30m区画で9区画となります。

調査の結果につきましては、先ほど申し上げましたとおりベンゼンが検出されておりますが、その区画につきましてはオレンジ色でマーキングした区画になります。現場南側の真ん中付近がちょうど調査で検出されたエリアになります。

分析結果につきましては次のページになっております。ガス調査でベンゼンが検出された部分につきましては、枠を薄墨で塗っております。重金属等につきましては、いずれもそういう部分がないということで終了になります。

今後の対応ということになります。ベンゼンが検出されました5区画につきましては、先週11月2日から深度方向の調査サンプリングをしております。今現在、分析中でございます。汚染土壌が確認されなかった区画につきましては撤去完了となります。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。資料2-1で7回の表層ではベンゼンの濃度が高かった場所は再度調査をしますと基準以下であったということ、8回につきましては地山の目視確認とサンプリングをしましたということですね。資料2-3の3枚目のもの、これは9月24日から27日にサンプリングしたやつの結果ですね。資料2-2の地山から試料を採取し分析を行ったというのは、これは9月24日のお話ですか。

事務局： 9月24日から27日にかけて、最初はガス調査ということでVOCの調査をいたしまして。

古市会長： いやいや、文言だけのお話なんです。資料2-2で4行目に書いてある「また」以下なんですけれども、地山から試料を採取しというのは10月10日のお

話ではないんですね。9月のお話ですよ。いや、その辺の関連が少しよく分からなかったの。

事務局： 事業を促進するために事前に分析をさせていただきました。

古市会長： それが資料2-3の方の9月24日から27日というお話ですね。分かりました。

いかがでございましょうか、何か。

溝江委員、お願いします。

溝江委員： それでは資料2-1について1つお尋ねします。前回協議会の資料ではベンゼンの検出が最大で判定基準値の700倍(※)と、かなり大きな値で検出されたのですが、約1ヶ月半から2ヶ月で基準値以下に下がったわけですが、これは地山部分を撤去したからですか、それとも自然に蒸発した結果でそうになっているのかお尋ねしたいと思います。

※ 事務局注 前回協議会の資料では「140倍」となっております。

事務局： この調査方法につきましては、国のガイドラインに基づいて決めています。ガス調査で出てきても必ずしも溶出試験の調査で出て来ないというのが国の調査でも分かっております。逆に溶出試験で出てくる場合は必ずガス調査でアウトになるということが出ておまして、ガス調査というのがある意味では事前のスクリーニングみたいな形になっている調査でございます。

従いまして、直接ガス調査の濃度と溶出試験の方と相関するものではございませんので、そういう意味で御理解をいただければと思います。

古市会長： スクリーニングするわけですから相関はあるわけですよ。ただ方法論が違って、公定法でやられた、そっちの方で規制されているということですよ。

溝江さん、よろしいですか。

他にいかがでございましょうか。ございませんか。

これ、もう1回資料の確認だけなんですけれども、恐縮なんですけれども、資料2-3の2ページのところの第8回というところで、ブルーの水色のところが第8回ですね。それで矢印が緑の方にもいっているんですが、この矢印は？

事務局： 7回の残存分も併せて行ったので。

古市会長： そういう意味ですか、残存分、なるほど。

それから資料の 2-3 の 3 ページ目、今回もベンゼン、これは 4 倍ぐらいの  
が出ていますけれどもね、これも同様に考えられますかね。

事務局 : そういうことを期待しています。

古市会長 : そうですね、ありがとうございます。

特段なければ次にまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは報告事項の 3 番目、試験植樹モニタリング調査結果につきまして、  
資料 3 に基づきまして御説明、よろしく申し上げます。

事務局 : 資料 3 に基づきまして、試験植樹モニタリング調査結果について御報告しま  
す。

今回は 8 月 28 日に実施した結果でございます。一番上のモニタリング総括表、  
それと 3 枚目以降のそれぞれの試験地ごとの写真と苗木ごとの評価を御覧いた  
だきながら総括表で御説明します。

試験地につきましては、平成 22 年秋、平成 22 年春・秋に植樹した試験地が  
8 つございますけれども、それぞれの植栽条件としては、試験地 1 から、ロー  
ム層と軽石層が混じった試験地、ローム層単独、それから 23 年春では火山灰質  
のローム層となっています。これらについて苗木を植栽して、モニタリングを  
しています。

試験地 1 につきましては水はげがやや不良で、高木類の生存数は、13 本のう  
ち 11 本、低木類は 13 本のうち 12 本などと、それぞれの試験地において平成  
22 年秋の場合は枯死が若干認められています。23 年春につきましては、それほ  
ど枯死がなくてわりと生育状況が良い状況です。

次に試験地ごとの評価ですけれども、試験地 1 では、肥料分の不足、水分が  
過多であり、高木類はシラカンバが良好です。低木類では特に良好なものはない  
です。試験地 2、試験地 3、試験地 4 についても同様です。

平成 23 年春の試験地につきましては、試験地 1 では、やや水分が不足してい  
ますけれども、高木類では良好な樹種が多く、低木類でもタニウツギ他、良好  
な樹種が多いです。これは試験地 2、試験地 3 にも共通する結果です。

平成 23 年秋の試験地 4 につきましては水はげが不良で、唯一ブナが良好とい  
う状況です。

これらの結果、次のページにございますけれども、植栽条件ごとの評価比較  
表を掲載しています。これは表の左側にございますように、土質、水はげ、施  
肥、植栽の時期と、これらの観点で見た場合、それぞれの試験地の評価はどう  
であるのかということを見るためのものがございますけれども、土質であれば

一番右側の評価の部分で土質による生育の差は認められていること。水はけについても同様です。施肥につきましては、現時点ではその有無によって生育に有為な差は認められていないこと。植栽時期については春植えが良好と認められているという評価をしています。

それぞれの観点からの評価でございますけれども、これが相互にどういう影響を及ぼして総合的にどうなのかということにつきましては今後、またさらに検討をしていくということにしています。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、引き続き平成 22 年、23 年植樹したものの生育度合いについていろいろなケースについて引き続きモニタリングをしていただいております。

何かお気づきの点、他になければ溝江委員、お願いします。

溝江委員： 今、総合的なまとめはこれからと、もう少し経ってからということですが、今回のものを含めてこれまでのモニタリング調査の結果から、およそ植栽の良好な条件、それから高木類、低木類を含めて良好な職種というのが大体分かってきたと言えるんじゃないかなと。

そこでお尋ねをしたいのは、以前の協議会で本格的な植樹は 25 年度からというお答えをいただいているのですが、まずこれは間違いないのかどうか。それから本格的な植樹についての植栽計画をこの協議会の方に提出される時期というのは大体いつ頃になるのか、もしお分かりでしたらお尋ねしたいと思います。

古市会長： お願いします。

事務局： 本格植樹の時期ですけれども、平成 25 年度と申し上げましたか？

当初、環境再生計画では、現場で行う環境再生事業は水処理施設の稼働終了後に着手すると記載しています。というのは、現行実施計画では、24 年度で廃棄物の撤去が終わりますけれども、その後も現場内に残る汚染地下水を浄化するため、水処理施設を稼働させる必要があるということ、及び現場跡地に浸透した雨水によって、水処理施設の処理能力を超える地下水が発生しないよう現場跡地の全面キャッピングを予定していることから、現場に手を付けないということとしていたのですが、昨年度、田子町さんから苗木をいただけるというお話もあったものですから、廃棄物の撤去が終わった直後にできるのか、できないのかということを検討した結果、植栽する面積だけのキャッピングを空け

るのであれば、地下水量は水処理施設の処理能力を超えることはないと思込まれたことから、平成 25 年度の撤去完了後、平成 26 年度から植栽するという方針に見直しています。

それから森林整備計画ですけれども、これについては平成 26 年度からの本格植樹に合わせてこれから検討に入っていくこととなりますので、平成 25 年度中には計画案を協議会にお示しすることができると考えています。

古市会長： ありがとうございます。

溝江委員、よろしゅうございますか。

他にいかがでございましょうか。よろしいですか。これ、かなり組み合わせがありますよね。それで単純にこれ、1 枚目だけを見たら 22 年の秋で試験地 1 と 2 で肥料があり、なしでしょう。この場合、ない場合は枯死して半分くらいしか生存しないですよ。だから、これを見ると、他の条件を見ると施肥をしているかしてないかぐらいでしょう。春植えのものについては施肥している、してないというのは、まあ土質が違いますけれどもね、あまり違いがないですよ。この辺はどういうふうにお考えですかね。

事務局： 専門的な評価はちょっとできませんけれども、現場でモニタリングをしている担当としては、やはり土質による水はけと施肥の 2 点なんだろうというふうには感じています。

古市会長： 水はけと、土質というのは水はけに関係するんでしょうけれど、それと施肥との組み合わせによって決まってくるんだろうということなんですね。なるほど。なかなか難しいですね、こういうのは。

じゃあ宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 今までいろいろされてきていろいろ見えてきているところがあると思うのですが、それをさらにそういう道に長けているというか専門的な人達の御意見を伺うとか、そういう部分ではいかがなものでですか。

古市会長： お願いします。

事務局： 先ほど少し申し上げたんですけれども、平成 26 年度の本格植樹に向けた森林整備の検討にこれから入ってまいります。それは専門家の方を当然まじえて、現場も当然見ていただいた上で御意見をちょうだいしながらその計画を作っていくということになります。

古市会長： ああ、そうですか。そういうふうに予定されているわけですね。そうですか。他にいかがでしょうか、ございませんか。

それでは、あと1時間半ほどございますけれども、今日のメインイベントの協議事項に移りたいと思います。

それでは、これ、結構長いですね、変更実施計画、これどうしましょうか、一気にやれますか？どうされますか？案そのものは資料4-5、6ですよね。とりあえず資料の4-1から4-4まで御説明いただきましょうかね。

お願いします。

事務局： それでは資料4-1に基づいて、変更実施計画（案）における修正内容を御説明いたします。

1の修正の趣旨でございます。本年6月30日に開催されました第43回協議会におきまして、素案をお示したところでございますけれども、その後、実施した現場での地山確認などの結果やこれまでの協議会の委員の皆様からの御意見、それから国の基本方針を踏まえて今回修正を行っております。

2番は修正等の概要でございます。

(1)から順番に御説明します。平成24年度に再推計した廃棄物等の量でございます。これは新旧対照表の9ページになりますけれども、前回の再推計以降に行った地山確認の結果から、地山確認済みの面積が現場全体の51%まで拡大しており、より精度の高い推計が可能となったことから、廃棄物と汚染土壌の推計量を精査しております。

それから(2)の汚染水でございます。これは新旧対照表の10ページでございます。第43回協議会において、実施計画の記載内容であります「汚染水が周辺環境に拡散することによって農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある。」との記載につきましては、現在は鉛直遮水壁が設置されて浸出水処理を行っている現在の状況においてはそのおそれはないとされました。

古市会長： すいません、ちょっと。

先ほど4-4までと申し上げたんですけど、4-1を説明された時、資料4-5の表を対応されていますので、同時に見ていただいた方がよろしいわけですね。そうすると、それに応じてその記述の部分も確かめながらやれた方がいいですか、どうでしょうか。

詳しくやられた方が理解しやすいですよ。後で対照表だけを説明されることはまずないですよ。じゃあ、一緒をお願いします。

事務局 : それでは、新旧対照表の 9 ページを御覧いただきながら資料 4-2 について御説明します。

廃棄物及び汚染土壌の推計量の精査です。これが今回、廃棄物、汚染土壌を精査したという内容でございます。43 回協議会では平成 23 年度までに実施した 2 万 9 千 $\text{m}^2$ における地山確認の結果と本年 3 月に実施したボーリング調査の結果に基づいて廃棄物等の総量を推計し、素案をお示ししたところです。しかし、その後、さらに掘削が進捗して、10 月までに 2 回の地山確認を行った結果、全体の 51%となる約 4 万 3 千 $\text{m}^2$ まで拡大し、より精度の高い推計が可能となったので、今回の案の作成にあたって精査した結果、77 万 8 千 $\text{m}^3$ 、先ほどの御報告にあったとおり 114 万 9 千トンと算出しました。素案では 117 万 1 千トンと報告しておりましたが、最終的に実施計画の変更を書く数字は 114 万 9 千トンということになります。

1 の廃棄物量につきましては、平成 24 年 3 月に実施したボーリング調査の結果及び本年 10 月までに実施した地山確認の結果、前回の調査でも廃棄物の深さのお話をしましたがけれども、その深さが平成 22 年度の調査時より浅いという結果が得られたんですけれども、今回の調査では前回の調査よりもさらに浅いという結果が出ましたので、その結果に基づいて廃棄物の撤去が完了していないエリアの廃棄物推計量を精査して約 73 万 2 千 $\text{m}^3$ 、106 万 6 千トンと算出しました。

これは素案の推計量を 6 千 $\text{m}^3$ 下回り、現行計画量を 6 万 $\text{m}^3$ 上回るという数字でございます。

それから 2 の汚染土壌量です。前回の推計時には地山確認分析結果の 1 つとして標高の低いエリアほど汚染土壌の出現率が高くなる傾向が認められたということをお報告しており、その結果に基づいて推計したんですけれども、その後の地山確認の分析では、そういった相関関係が認められないという状況になっております。

このため、廃棄物の撤去が完了していないエリアについては、3 月にボーリング調査を実施した箇所とその周辺が同様の土壌汚染の傾向を示すものと考えまして、今回はそのボーリング調査に基づいた再推計をしています。ボーリング調査では調査箇所のうち約 4 割で土壌汚染が確認されたことから、これを踏まえまして推計量を 4 万 6 千 $\text{m}^3$ 、8 万 3 千トンと算出しました。前回の推計量を約 1 万 2 千 $\text{m}^3$ メートル下回ります。

裏面を御覧いただきますと、廃棄物の推計量を体積と重量、それぞれを表で記載しております。実施計画が体積で記載しているものですから体積の表も載せておりますが、感覚的に重量の方がよく御理解できると思いますので、重量の方だけを御説明します。

表2の一番右の項目が今回の案の推計ということで、廃棄物が106万6千トン、それから汚染土壌が8万3千トン、総量が114万9千トン。素案と比較して2万2千トン減っておりますけれども、当初と比較しますと15万トン増えること。汚染土壌を含む土壌は投棄されたものではないため、廃棄物等量が実際は15万トン多かったということが分かったということです。

資料4-2につきましては以上です。

事務局：一つひとつの項目ごとに質疑を受けるようにしたらいかがでございましょうか。今、汚染土壌の量という項目の説明を申し上げたんですけれども。

古市会長：とりあえずそうしましょうか、総合的には後でまた踏まえて質問をすることもあるかと思えます。

とりあえず、この量につきまして、廃棄物等となっておりますから汚染土壌も含めて、今、資料4-2に推計の表等がございますけれども、いかがでございましょうか。何かご不明な点、ございますか。ここに書いてあるとおりなんですけれども。

よろしゅうございますか。

はい、じゃあ次、続けて汚染水、お願いします。

事務局：続きまして(2)汚染水について御説明いたします。

新旧対照表の10ページの方にこちらの方が記載されておりますが、これは以前に素案をお示しした際に線で消している「汚染水が周辺環境に拡散することによって農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある」という記載のところ、実はこれ、新旧対照表の3ページの下から3行目のところに、そもそも達成すべき目標のところに書いている文言をこちらの方に引用して使っておりましたが、43回の協議会で御説明しました時に、もう既に鉛直遮水壁が設置されて浸出水処理をして汚染拡散防止対策を行っている状況ではそのおそれはないということで、ここにまで記載することはないだろうという御意見をいただいたので、今回の修正ではここから削除しました。

以上です。

古市会長：いかがでしょうか。汚染水の部分ですけれども。今、御説明いただいたとおりでございますが、何か御質問。

特段ございませんか。後ほどまたお願いします。

では続けて3番目、お願いします。

事務局 : それでは(3)地下水の分布、賦存量につきまして御説明します。前々回の協議会以降、現場内の地下水のデータが少なすぎるということで、追加調査をするように指示されておりましたので、追加調査を行っております。具体的にはボーリングを中央谷の部分に2本、あと地山の確認で露出している地下水帯水層からしみ出ている湧水、それを数カ所分析をし、そしてボーリングのコアなどから地層の状況を確認しまして、廃棄物撤去後の汚染拡散防止対策に要する期間というのをそれらデータに基づき精査しましたところ、大きな変動要因というのは確認されませんでしたので、ここの地下水の浄化計画につきましては、従前どおり、前々回の協議会でお示しをいたしましたとおり、廃棄物等の撤去完了後8年間を見込んでそのままとしたいと思います。その後、1年間の水質の経過観察期間と環境基準達成後もそれまでの低下傾向やその後の調査の結果からまた元に戻るおそれがないと認められた段階で浄化を終わり、平成34年度までに終了するという計画としております。

以上です。

古市会長 : ありがとうございます。

これは14ページに対応するんですけども、この13ページのところの赤で記述したところ、これを説明しなくていいですか。岩手県と協議をした話。特に、ずっとやっていく時に同時にやりますので、大きく修正したところは説明していただいた方が分かりやすいと思います。

事務局 : 分かりました。(3)に関連して、(4)ですが、県境部における地下水流入です。こちらの方は新旧対照表の14ページを御覧いただきます。

以前は、県境部から流入する地下水についてはきちんと岩手県において地下水流入防止対策を講じることをこの計画の前提とするという記載にしておりましたが、今回、県境部における岩手県側からの地下水流入防止対策につきましては、鋼矢板を設置することで岩手県と協議が整いましたことから、この記載を以下のように直しております。

「なお、岩手県側現場から本県の現場へ流入する地下水については、青森・岩手両県合同で実施した県境部地下水実態調査等を踏まえ両県で協議した結果、岩手県において鋼矢板による地下水流入防止対策を講じることとした。」と修正しております。

これについては資料の4-3で改めて詳しく御説明いたします。

資料4-3を御覧下さい。1番目ですが、これまでの県境部の鋼矢板の打たれていない部分につきまして、地下水の流入あるいは環境基準に新たに追加されました1,4-ジオキサンの関係で様々な状況がございましたが、今年の6月に

青森・岩手両県共同で県境部の地下水実態調査を実施しました。その結果、前の協議会でも御報告しましたとおり、青森県側でも岩手県側でも環境基準を超過して1,4-ジオキサンが検出されました。

このことにこれまで分かっている知見、まず①として平成14年度当初の合同検討委員会で認定されている岩手県側現場から青森県側現場への地下水の流れに係る知見、そして②として平成23年度に岩手県側の上流部にあたるA地区の現場で掘削を行った直後に、本県側の地下水の電気伝導度が急上昇している事象など、そういったことを勘案しまして、岩手県から本県側に汚染物質を含む地下水が流入していると考えられると本県では結論づけました。

その状況を踏まえて、調査結果に基づき、両県で協議を行っております。2の(1)ですが、まず7月11日に青森・岩手両県で協議を行い、本県の見解を岩手県に伝えるとともに、地下水流入を防止する措置を講じるよう求めてました。

これに対して、岩手県から8月17日付けで文書回答をいただいております。県境部の地下水についてはいろいろ要因がありますので、そういった要因も検討する必要があるとする一方で、本県への地下水流入防止対策として鋼矢板による遮水対策も含めて協議を行いますと回答をいただいております。その後、その文書回答を受けて両県で協議を続けておりましたが、9月に次の事項を確認しております。

①ですが、岩手県側現場A地区で1,4-ジオキサンが検出されており、詳細な挙動、地下水の挙動については明かとなってはいませんが、青森県側現場へ汚染された地下水が流入していると考えられるということを確認しました。

そして②ですが、1,4-ジオキサンが青森県側現場で環境基準を超えている原因全てを特定するのは難しいですが、①で申したとおり、本県側現場へ地下水が流入していると考えられるということから、岩手県では流入防止対策として青森県側現場への地下水流入の安全側に立ち、県境部に鋼矢板による遮水工を施工することを検討する、この2つを両県で確認しました。

この検討について、岩手県でいろいろ検討をした結果、11月9日、昨日ですが、「鋼矢板による流入防止対策を岩手県において行うと決定した」と連絡がありました。

この決定を受けまして、今後は具体的に鋼矢板をどの範囲でどの深さまで打つかといった技術的なことについて岩手県と協議を進めていき、具体的には来年度中には鋼矢板の設置完了に向けて両県で詰めていきたいと考えております。

以上、県境部における地下水の流入も含めて地下水の浄化関係は以上のとおりです。

古市会長： ありがとうございます。これが今までの懸案事項で、前回、前々回、いろいろ御議論をいただいて、また御心配をいただいた内容だったんですが。

昨日なんですね、昨日、必ず鋼矢板を設置を行いますという旨の連絡があったわけですね。良かったですね。前は流入しないような案を講じるですから、何をするかよく分からなかったですね。これが具体的に鋼矢板ということになったわけですね。

いかがでございましょうか。今、御説明をいただいた内容につきまして御質問とかコメント等ございましたらよろしく申し上げます。時間は十分ございますので、この辺のところは非常に重要でございますので。

じゃあ、榎本委員、お願いします。

榎本委員： まず、岩手県との協議、大変ありがとうございました。ここまで進んだということを大変感謝しております。

あと、結局鋼矢板ができると、今度は地下水は上の方にあるわけですから、汲み上げることになるだろうと思いますが、これはこれでまたそれぞれ岩手県さんの方にもいろいろ御質問をしていきたいと思いますが、まずここまでこれたということを大変感謝したいと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

他に、今言ったような感想でも何でも結構でございますので、いかがですか。

じゃあ、小田委員、お願いします。

小田委員： 本当に、昨日本県に連絡があったということで、良かったな、この会議に間に合わせて報告できたことも良かったし、本当に青森県側もこれに向けて要請をして協議に労を執って下さったことに感謝しますし、岩手県側さんも真摯にこれを受け止めて、このように要請に応じて下さったことにも感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

古市会長： 他にいかがでございましょうか。

戸舘委員、お願いします。

戸舘委員： 今の鋼矢板、設置するということはすごく前進が見られるんですけども、私、先週、二戸市の現地調査に行ってきたんですよ。岩手・青森を一応見てきたんですけども、最初に青森の水処理現場を見たんですけども、その時点で処理水の工程を拝見したんですけども、我々、このジオキサンで結構話し

合っているんですけども、一切、その水処理の現場ではジオキサンの話が出なかったんですよ。パンフレットにも載ってないんですよ。ですから、それを、クボタという会社が委託されてやっているようなんですけども、そこで話をしても、まず明確な問題はなかったんですけども、ジオキサンという大変なものが出たんですけども、実際、それはある過程で、最初の処理はもういいということで、基準値以下だから放流をしているという話でした。そこで、「いいですね、基準値以下です」ということで、まず一応私も話を聞いて納得はしたんですけども。

そこで今度、岩手県側に行った時に、岩手の事務所の方の説明によりますと、いろいろ廻って説明をしたんですけども、岩手県側の説明者は「今、岩手にジオキサンというやっかないなものが出た」と、そういうことで一応説明はしてくれましたよ。この処理には大変苦慮をしているということをお話はしたんですけども。青森県側の説明会では無かったんですね。

だから、そこ、何か変な感じの違和感があったんですけども。そこはどのようなものなのでしょうね。

古市会長： ああ、そうですか。それはけしからんですね。一番大きな問題、ジオキサン、要するに当初申し上げたように予想外の、そのために特措法を延長してやろうという話にもなっているのです。その辺の背景をちょっと御説明下さい。

事務局： 御説明します。本県の水処理施設ですが、平成17年6月から稼働をしております。設計段階におきましては、当初、一番ターゲットにしたものが現場のダイオキシンでした。ダイオキシンの処理のために、実はずちの水処理施設には高度処理設備があり、具体的に申しますと紫外線とオゾンを使って強力に酸化して分解し、その後活性炭を通し、最後にどうしても取り切れずに残ってしまうこともあり得る重金属についてはさらにキレートという特殊な樹脂を使い捕まえるという、高度な処理をして放流をしています。

実際に水処理を開始しましたら、意外とダイオキシンというのは大したことがなくて、その後、環境基準に追加されました1,4-ジオキサンがこのダイオキシン対策のために備えた紫外線とオゾンの部分で取り除けるということが最近分かってきておまして、多分、岩手県で導入される新しい水処理についてもそういった紫外線、オゾン、あるいは過酸化水素といった酸化の処理をするような設備を造るものと思いますが、うちの方ではたまたまこれが最初から付いているというラッキーな状況にあり、秋に実際にどれくらい1,4-ジオキサンを処理できるかという性能試験を行って、十分これからも対応していけるという結果が得られておりますので、それについてはご安心いただけるかと思っております。

以上です。

北沢室長： それともう1つ補足させていただきますと、現行、高度処理の工程ももちろんなんですけれども、それ以前の工程の中で生物処理の工程で1,4-ジオキサンがかなりの割合で減少している。既存の高度処理に至らない工程でもある程度除去できているということで、通常の我々の施設の中でそれほど議論をするまでもなく処理できているということもあって、あえて説明が無かったのかなというふうに私は推察しております。

古市会長： ありがとうございます。

今の室長のお答えに対してはちょっと疑問がありますので、福士委員に後ほどちょっと御意見をいただきたいのですが。

その前に、なぜ説明をしなかったかというところ、既に設置されているから敢えてしなくていいとか、生物処理でも取り除かれている現状があるから説明をしなくていいと、そういう問題じゃないですね、これね。

だから、戸舘委員がおっしゃる意味は非常によく分かりますよ。これは基本姿勢の問題だと思いますよ。だって、今、それが一番大きな問題になっているので、これが処理できるかどうかということはね、できるんだっただけとではっきり説明をすべきですよ、それは。敢えてしてないというのはよく分からない。

事務局： 御質問されたのに対して答えてなかったとしたら非常に残念な話です。

古市会長： いやいや、質問をしなくてもそれは当然事前に説明すべきことです、それは。姿勢の問題です、これは。

それと、どうですか、生物処理でジオキサンの濃度は下がりますか。福士委員、水処理の専門家から御意見をいただけますか。

福士委員： 私は確かに水処理専門なんですけど、1,4-ジオキサンは本当に正直言ってやったことがありません。それで、昔ちょっと微生物の処理でやったことがありまして、別なものなんですけど、簡単に言いますと微生物というのは面白くて、餌が無ければ無いなりにあるものを食って生きるしかないという状況になりかねるものが結構あります。

ですから、ちょっと分かりませんが、1,4-ジオキサンはちょっと食べたいなと思っている微生物があつた現場の水処理の中にはいるという話であれば。それは考えられますけれど、ちょっと確証はありません。

それから、あと、1,4-ジオキサンの処理法、物理化学的に落とす方法ですが、これはまだ研究のレベルだと私は認識しています。ある北大の水処理の先生から伺うと、研究段階みたいですけど、やっぱり紫外線と酸化を足して、これはオゾンよりも多分過酸化水素の方がいいんじゃないかという話もありますが、それをやればまあまあ落ちるという結果を聞いたこともあります。

ですから、うちの装置がたまたま効果ありで、意識しなくて作っていたということがラッキーだったのかもしれませんが。ただ、分らないです。ですから、このデータを一生懸命もうちょっととられて分析をすると、意外や意外、面白い学会発表ものの研究になる可能性もあります。ですから、データ、あまり沢山でなくてもいいですけども継続的にとっていただければと思います。

古市会長： はい、専門的なお話で恐縮ですけど、ある程度ジオキサンに対する技術的な限界みたいなものを皆さん、知っておかれた方がいいと思いますので。

高酸化で分解する、処理するというのは、これはもう最近かなり知見が増えてきたところなんですけれどもね、生物処理でというのは聞いたことはあまりないですけどもね。

石井委員、いかがですか、その辺。

石井委員： 基本的には微生物分解しづらい物質だというふうに言われていて、どういうプロセスでどれだけ落ちているのかというのは不明ですが、おそらく、青森県さんの場合は元々の濃度も、浸出水処理施設の原水を処理するところでもそれほど濃度が基準を超えて、何十倍も超えているという状況ではなくて、おそらく、元々薄いので、いろんな誤差もあって生物処理のところで若干減っているように見えているのではないかと。僕がある現場で見たところではもっと濃いですよね。やっぱり、そういうところでやるともう筒抜けなんですよね。他の事例も見てもある程度生物処理には限界があって、今、室長がおっしゃいましたけれども、やっぱりこれから処理するにあたってUV、オゾンを動かさなければいけない場面もあると思うので、そういうのに向けて準備をしつつやられた方が、今の生物処理で常に大丈夫なんだというわけではないとは思いますが。

古市会長： これ以上はもう。何か知見、ございますか。お願いします。

事務局： これまで1,4-ジオキサン、生物処理の前後で測ったデータがございまして、その結果、生物処理の中で酸化部分、酸化部分で大体4割ぐらい落ちていると。その後、脱窒処理というのがございまして、それは還元部分になります。そういう還元部分でも若干落ちていると、うちの方の水処理のデータは大体そういう

う傾向が出ております。

元々の汚濁負荷量と言いますか有機物量がかなり少ないのもあるのですが、現場の中で窒素対策に使っている酸化と還元の部分でかなりジオキサンが落ちているという状況がございますので、ちょうどうちの方の原水の水質がジオキサンの量がかかなり少ないという条件もございますけれど、そういう面でちょうどいい状態になっているんだと思います。

確かに高濃度のジオキサンについては生物処理ではなかなか落ちないという知見は出ているんですけど、うちの方は排水基準をちょっと超えるか超えないかのレベルでございますので、そういう面で多少違いがあるかと思ひます。

以上でございます。

古市会長： もうこれ以上は水掛け論になるので申し上げますけれども、一般的な知見とは少し反するようなことでございます。そういう事実が今、実データとしてあるというならば、また検討をしたいと思ひます。

ありがとうございます。他にいかがでございますでしょうか。宇藤委員、お願いいたします。

宇藤委員： 鋼矢板を使ったら、必ずもう青森県側にそういうのが流れてこないのかどうかということと、岩手県側でそういう処理するためにまた苦勞をしなければならぬと思うのですが、そこら辺どうなのか、ちょっと伺いたいですけれど。

古市会長： 鋼矢板で完全に遮水できるのかというのが1点目ですね。2点目はちょっとよく分からなかったんですけど。

宇藤委員： その水処理をさらに岩手県側でしていかなきゃならぬと思うのですが、そのことについての岩手県側の具体的なやり方とか。水処理施設がないのに。

古市会長： 水処理施設がないですからね、汲み上げて他で処理していますからね。その辺のところはどうですかと、これが2点目ね。

お願いします。

事務局： 鋼矢板につきましては、鋼矢板の打ち方についてもこれから協議をして十分効果のあるような形で造っていただくということをお願いをしてみたいと思ひますが、鋼矢板を打つだけでなく、結局鋼矢板を打っているところもそうなんです、揚水も併せて行うということに対応しておりますので、そこに水が溜まるようなことにはならないように、揚水も併行して行うということ

す。

それからもう1点、岩手県でその水をどう処理するのかということでございますが、ジオキサンを含んだ水の処理について岩手県で今、対策を考えているということで、先ほどもちょっと出ましたが、過酸化水素等を利用して除去することを検討していると、そういうための新たな施設を追加して造ると私どもは伺っております。

古市会長： 確認ですけれども、施設を造られる？水処理施設を造られる？

事務局： ジオキサンの処理に対応できるようなものを造るということを検討していると伺っています。

古市会長： ああ、そうですか。なるほど。

はい、よろしゅうございますか。今、鋼矢板も打って揚水も併行してやられるということなんですけれども、常に負圧にしておく、水位を青森側よりも低くするとか、そういうことは検討されているんですか。負圧だったら逆に流れていく。

事務局： その辺のところは専門家の御意見も聞きながら、これからちょっと詰めてまいりたいと思います。

古市会長： そうですか、ありがとうございます。

じゃあ、石井委員、お願いします。

石井委員： 今回のこの件で県境の、いわゆる当該県境のところの部分に関してはある程度先が見えてきたんですけれどもね。

今、もう1つの県境ってありまして、いろんなところに県境があるんですけども、やっぱり今の話、揚水をちゃんとしないといけないという話ですね、それは和平の下の方に行く話ですよ。

それからもう1つは、B地区の北側の方にも、上の方にも今、表流水が流れて、地下水もあっちに流れていて、最終的にはまた青森県側に戻ってくる県境の部分がありますよね。だから、今度あそこも同じような形で確か1,4-ジオキサンが出ていますし、以前から撤去に伴って電気伝導度とかちょっと高かったりとかしていますので、ああいうところも、今、鋼矢板を土留め工に打っているみたいなんですけれどもね、必ずしも水といった面では表流水もどんどん出て行っていますし地下水も繋がっていますので、あの辺もしっかりとモニタリ

ングされて、必要なことをどんどん岩手県に言っていくと、1,4-ジオキサンが出ないようにそういうことをやっていかないと、今の県境だけのところだけではないですよと、まだあっちの方も同じような県境という問題で問題はあるんですよということをちょっと忘れないでほしいなということで一言申し上げたいと思います。

古市会長： はい、いかがでしょうか。昔から台地の北側のところ、岩手県側の。東側をずっと回って青森に帰りますよね。そこのところの濃度のモニタリングとか、大分下流に行ってから測っているの、もう少し上流側で測った方がいいかなという気もするのですが、その辺も含めていかがでしょうか。今、石井委員がおっしゃっていただいたように。

事務局： 岩手県の方では、本県のように遮水壁で囲っているわけございませんので、今、おっしゃったようなことは十分懸念されると我々も認識しております。これまでもそういう懸念というのは伝えてまいりましたし、今後とも十分対策をとられるようお願いをしております。

古市会長： その辺は今度の実施計画にはどういうふうに、もうそれは精神規定なのか具体的に書き込むようなお話なのか、その辺はどうなんでしょうか。

事務局： ちょっと岩手県で作られている話なので詳細のところまでは承知していませんが、外部に漏れないように井戸を配置いたしまして汲み上げることによって漏らないように対策を講じていくという言い方をしております。

古市会長： どこが？

事務局： 岩手県側です。

古市会長： ですからね、申し入れて、「分かりました、検討をします」ということと、実際、実施計画に書いてやっていただくということは全然違うんですよ。なかなか、他県の話ですから難しい問題ではあると思うんですけどもね。ですから、その辺、今まだ実施計画を修正したりして実施計画を出す前ですからね、その辺の要望があれば、やはり出しておく必要があるんじゃないでしょうかね。その限界は当然ございますよね、行政上。私もそれは理解できますけれども。でも、今が最後のチャンス。書いてないことまでなかなかよっぽどのがない限りやりませんからね。

宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： この新旧対照表の 10 ページのところを見ると、一番最後のところに、「汚染水が廃棄物等の撤去終了後も一定期間現場内に残ることが想定されている」と書かれておりますので、これはやっぱり心配されている部分だと思うんです。

今、古市先生がおっしゃったみたいに、計画案を練られる間に、ここら辺も含めていろいろ検討をしていただきたいなと思う部分がございますのでよろしく願いいたします。

実はこの間の会議で、是非岩手県側とお話をしてみたらどうでしょうかと言ったあれもあって、それが着実にこのように進んだというのはとても嬉しく思っておりました。言い続けるというか、青森県の方ではこういうふうに思っているのですがというのを言い続けて、間違っていないといつか通じる時が来るのかなと思うので、是非そこら辺も深めていただきたいなと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

古市会長： はい、他にございませんでしょうか。

山本委員、お願いします。

山本委員： まず青森県の方の粘り強い説得といいますか、説明力でこのようになったということ、大変良かったなと思っております。また、その中には、小保内市長も岩手県の方の会議ではこちら側の立場ということもしっかりとおっしゃっていただき、また岩手県の中だけで通じる言葉じゃない説明もしていただいたのも大きいのかなと思っております。

1つお願いをしたいのは、青森県がしっかりと遮水をして水が来なくなったからしっかりと進むだろうということは予測はしておりますが、岩手県側も県境部分で出たり出なかったりというボーリングの箇所もあるということで、非常に懐疑的だったと思います。従いまして、その県境部のところの 1,4-ジオキサン等の動きにつきまして、地下のことですのでなかなか分からないところはありますが、そこがしっかりと対応されてその水処理が安全だとなるまで、どのように確認できるのかなということと、我々が方は1つのところに水を集めますので非常にやりやすいという地理的な条件もあるかと思いますが、ここをどんなふうにして確認して進めていくのかなということが青森県側としては非常に興味があるところです。

岩手県側の方では、その物質の溜まり場所が様々あって、その水をどう動かすのかというのが非常にこれから、私達も興味を持って質問をしていきたいと思っておりますが、自然に降雨などを使っての水の循環でとなりますと本当に

うまくいくのかなという気持ちもありますが、いずれ岩手県、青森県で分かれてしっかりと対応できるということは非常にありがたく、この実効性を期待したいところでもあります。

古市会長： 要望ですか、しっかりやって下さいという。

進捗状況、こういう実施計画を立てますよね。あと、それを実施して行って、その実施の途中経過をいかにチェックされるかということですか。もう少しおっしゃっていただいた方が。

山本委員： 岩手県側では本当に青森に流入しているのかどうなのかというのは今でも懐疑的だと思います。その1つの理由として、ボーリングの掘ったところの数値がまばらで、出ないところもあれば出るところもあるというところがあるので、本当に我々が方から流れていっているんですかというのがまず1つの大きな疑問点だったと思います。

ですから、しっかりと流れてきているのであれば、流れているようなボーリングの計測値があるんじゃないの、そこを思いながらもこうやって締め切るといことにしたはありがたいことですが、青森県側では、締め切った段階で、この数値が、もしも計測しながら、どうやってきれいになったというふうにしていくのかということと、そこにどんなきれいにする仕組みを造るのか。例えば、水をもう1回そこに持って行って循環させてきれいにするような仕組みをとるのか、その県境部というところは実は分からないというふうに岩手県側でも言っているし、実際には流入のためなのか、それともそこに物質があって動かない物質がそこに滞留しているものがあるのかどうなのかというのが、私が聞いても岩手県の話もなるほどと思うところもあり、青森県側もなるほどというところがあるんですね。

従いまして、県境部で締め切ったところに対してその物質、ジオキサンをどんなふうきれいにしていくという具体的なプロセスがどんなふうなんだろうかというのが気になっているところということです。

古市会長： 分かりました。山本委員がおっしゃった県境部の汚染の状況というのは、それは岩手も青森も両方ですね、要するに汚染があった場合、そこに何らかの浄化するような雨水でもいいですし揚水でもよろしいわけですから、そういうことも同時にやるべきだということは後半でおっしゃっているわけですね。そういうことですね。

前半の部分というのは、本当に、いやこれ、また元に戻っちゃうのであまりこういう議論はしたくないんですけども、本当に流れ込んでいたのかという

ようなところはもう解決をしたというふうに理解しないと、もう遮水工を打つわけですから。あと、それがそうであったかどうかというのは、鋼矢板で遮水した後の岩手県側で水位が上がるかどうかで分かりますよね、ある程度。ザザーと漏れなければ、上がりますよね。だからそれである程度検証できると思います。いやいや、やってみたけれど全然この水が上がらないのではないかという話になったら、それは間違っていたという話になるんでしょうけれども。

あとのところはやはり両県でそれなりの努力をして浄化を確認していかなければいけないと思うのですが、その辺の部分、どうお考えでしょうか。

事務局：そこにつきましては、少なくとも今回、矢板を打っていただくので、うちの現場が閉じます。閉じた中で県境部にも揚水井戸を設置して揚水して浄化していく計画にしております。前々回の協議会で簡単に御説明しておりますが、現場の中に揚水井戸を沢山設置しまして、積極的に効率的に揚水をして浄化していくことにしております。県境部につきましても、今回矢板で締め切ったあと、そこに井戸を掘って揚水してモニタリングして確認していきながら浄化を進めていきます。

そうしますと、もう岩手からの影響は少なくともないので、うちの方の現場に専念できるということで考えております。

古市会長： お願いします。

山本委員：そういうふうにしつかりと分けていただいて取り組んでいただくところは私達もお願いのしやすい、またあるいはチェックもしやすくなることでありがたいと思っておりますので、是非青森県側も、今のお話を聞いて安心しましたけれども、このエリアについてはしっかりと取り組んでいただいて、決められた年限の中でしっかりとした浄化をお願いしたいと思っております。岩手県にもこれにもこれはお願いしたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。この辺が多分重要なところだと思うんですけども。他にありませんか。石井委員、ありませんか。

じゃあ石井委員、お願いします。

石井委員：今の話に延長する話なんですけれども。この実施計画書にどこまで書くのかというのも本当はあるんでしょうけれども、青森県側の1,4-ジオキサン汚染をどう期間内に効率的にやっていくのか、やっつけていくのかという話はあま

りここには載っていませんよね。

ですから、おそらく実施計画はこれでいくんでしょうけれども、できるだけ早く具体案を構築して、説明が求められた時にすぐにパッと出せるように、そういった議論をもうすぐにした方がいいんじゃないかなという気がします。

たまたま、昨日僕、現場を見させていただいたんですけれども、やはりかなり廃棄物も撤去されて昔の地山みたいなのが出ているんですけれども、この下に1,4-ジオキサンの汚染があると思うと、やっぱり面積の広さと地下水の量を考えるとやっぱりちょっとうまいことちゃんとやらないと効率が悪いなど。あと不透水層といいますか、帯水層じゃなくて不透水層と湧水があるという話だったので、そういうところも汚れていると結構そういうところって修復が難しいですよ。ですから、そんなこともあって、しっかりとこれは考えていかないと、なかなか、8年間で終わるとは言えるんですけれどもやり方、具体的にやっていかなきゃいけないという印象を持ちましたので、できるだけ早く具体案をお願いしたいと思います。

古市会長： 今、石井委員が言われたことなんですが、要するに大きな問題が2つあって、1つは県境のところを遮水するという問題、2つ目は要するに地山の下の帯水層が汚染している可能性があるという前々回のお話がありましたね。ですから、そここのところの汚染の見積もりというものがどうなっているか。それが実施計画に、まあこの問題はまだ言われてないわけね、ここに記述されてないと。そうすると、その部分が実施計画にどういうふうに反映されるのか、されないのか。

例えば、今回ですと「大きな変動要因はなかったため、従前どおり廃棄物等の撤去を8年と見込んで云々」と、この範囲で、これでもう今の問題はクリアできるとお考えなのか、そうでないのかということと詰めないで、その話というのは進まんね。

いかがですか、その辺。

事務局： 前々回の協議会でお示ししました時に、現場全体を大きなボールと仮定して、その地下水全体が1,4-ジオキサンの汚染されていると想定して浄化計画を粗々立てまして、8年間浄化が必要だと見積もっておりました。

今回、追加調査でまだまだデータの不足がございましたが、ある程度現場の地下水の状況が分かってきました。例えば、大きく2つ帯水層が現場にあるとか、あるいは下流部の方と現場の上流部で汚染の状況が違っているとか、そういった状況がある程度分かってきましたので、今後もその状況をさらに詳細に調査をしていきますが、そういった今分かっている状況であっても一番最初に考え

た8年以内で浄化を終えられるものというふうに考えております。

ここにつきましては、うちの方ではどうしても特措法の延長期限以内に全部終わらせるという固い決意を持っておりますので、それに向けて前回の見積もりよりは若干汚染の具合が想定していたよりは若干低いようですので、もっとデータを集めて具体的な浄化計画というのを早急に立てたいと思っております。

古市会長： その辺の実態が多分調査をすればもう少し詳しく分かるんでしょうけれども、その汚染のレベルに応じて、浄化する期間なり費用なりが増えるのか増えないのか、その辺はどうなんですか。今の場合は最悪の状況のレベルを想定して8年間でそれはクリアできるんだというお考えですよね。これ、多分、要するに12月、年内に環境省と協議をされた場合、その濃度のレベルの信頼性とかいろいろまた何か言われますよね、聞かれますよね。その辺のところの関係はどういうふうにお考えになっていますかね。

いやいや、その8年であってこういうふうにやればできるんだと、予算もこういう感じだというので出したらね、それで通るのであればそれでいいんですけども。その辺のところをもっと実態が分からないと見積もりがしにくいのではないかなと私は思ったものですから。

事務局： 現状、分かっているデータでやはり国の方には示していきたいと考えておりますが、前にお示した前回の素案の事業費、あるいは浄化期間というのは一応最大限を見積もっておりましたので、この範囲内でやっていけるものと思っております。

古市会長： 私が申し上げることではないのかも分からないけれども、今、青森側のところの地山のボーリングをしてジオキサン濃度を測られていますよね。それ、2カ所ですよ、今ね。2カ所で十分ですか。

事務局： まだ不十分ですので、この後も調査はしていきますが、現状あるデータでまずは国の方に出していくしかないと考えております。

古市会長： でも、ボーリングが必要であるというふうに決めて、そのデータを出すまで大体どのくらい時間が掛かりますか。冬場になりますよ。

事務局： どうしても1ヶ月くらいは掛かってしまいます。

古市会長： ということは、言われたらやるということになりますか、それとも事前にも

う1カ所か2カ所ボーリングをして、精度を上げて、それで補足をしながらや  
っていくのか、それともそういうふうに協議の上で問題が起こった場合に対応  
するというお考えなのか、どちらですか。

事務局：今は、もう既に国の方とやり取りを実は事務レベルで始めておりますけれど、  
今の現在のデータでまずは出していきたいと考えております。それで、足りな  
い、あるいはもっと必要であるとなった場合に追加で調査を行っていくと考  
えております。

古市会長：というお考えなんですね。ああ、そうですか、分かりました。まあそれ以上  
は申し上げません。

はい、榎本委員。

榎本委員：今、委員長がおっしゃったあれですが、おそらく今のこの遮水壁で、まあ推  
定の範囲内ですけれども、1,4-ジオキサンの流れからいくとある程度効果がある  
とすれば岩手県側の方にある地下水が溜まって負荷が起きるんだろうと思うん  
ですけれども。そうすると、先ほど先生がおっしゃったみたいに、岩手県側か  
ら境沢のライン、逆側の青森県に入ってくる方の、私も境沢の採水のポイント  
をもう少し上流にもっと上げたいんですよ。ただ、現場をうちの方もポイント  
を見ているのですが、なかなか入っていける場所がないんですけれども、もう  
少し岩手県側の負荷が今より高くなるような気がするんですが、もう少し上流  
側にもう1つ、沢のポイントを上げておきたいなと思っています。これは  
まだ私どもも踏査をして協議をしたいと思っています。その時になりましたら  
また1回ご相談をさせていただきたいと思います。

古市会長：それは県境の青森側のところですね。そうですか。もうちょっと上流側とい  
うお話なんですか。ということは、岩手に入っちゃう？ギリギリのところまで  
ね、そういうことですか。

はい、他にいかがですか。よろしいですか、ここが一番大事な部分、今日の  
議論で。

小保内委員、お願いします。

小保内委員：県境側から青森県に流れる部分は矢板で今回、まずは様子を見るというこ  
とになると思いますが、やはり私も東側の流れのところ結構気が掛かるわけ  
でありまして、そういうところについて処理は岩手県側でして流すわけであり  
ますが、そういう部分、先ほど室長さんからあったように、施設を検討してい

るよとだとかいう話を、しっかりお互いに分かるようにしていかなければならないんじゃないかなと思っているんですけども。

来週、岩手県側に出るんですけども、我々は確認できるんですけども、そこは県同士でしっかりと確認して、お互いにこの場にそういうものを出していただきながら話をさせていただければ嬉しいし、やはりさっき言ったように東側のやつを、しっかり水質を見れる場所をギリギリのところまで持ってきて、そしてしっかりやっていただくのがお互いに安心できる水処理になると思うので、その辺のところをまずはお願いできるのであればお願いしたいなと思っています。

古市会長： 今、小保内委員におっしゃっていただいたんですけども、これは山本委員と共通する部分がありましてね、今、浄化対策をとったとして、それが本当に特措法の範囲内で収まるかどうかというのはその浄化の度合いというものを何か客観的に知る必要がありますよね。委員の先生方も当然ですし、県の方々も、全県の県民の方もね。ですから、そういう途中でモニタリング結果を示しながら、本当に浄化されていっているんだということが、効果があるんだということ何かの形で両県で共有できるような形でしていただけるとありがたいなという気がしますけれどもね。

その辺、いかがでしょうか。

事務局： その辺のデータの共有につきましては、うちの方も協議会を傍聴させていただいて資料も全部いただいていますので、協議会でのモニタリング結果というのはいただいております。逆に、うちの方もそういう形で岩手県側に資料がいておりますし、ホームページからもいつでも見られるような形にはなっておりますので、そういうものをお互いこれからも活用しながら十分チェックしてまいりたいと思います。

古市会長： それで結構だと思うんですが、小保内委員がおっしゃったのは、もう一歩前で、両県で協議をして、両県で話し合いながら進めていくことは可能でしょうかというお話なんですよ。

事務局： そうですね、そういうような形で進めてまいりたいと思います。

古市会長： 小保内委員におかれましては、岩手県の委員会でも是非そのお話をさせていただきまして、両県で共同してやりましょうと御提案をいただきたいと思います。他にございませんか。よろしいですか。まだいっぱいあるんですけども、

ここが一番ネックの部分かなと思ひまして。

ちょっと最後に、これ、実施計画をお出しいただいて工事にかかるわけですが、その時期と費用分担、どちらが費用を分担するかとか、その辺のお話はもう決まっていますか？

事務局： 担当者レベルでは、岩手県は 25 年度早々に遮水壁の設計に入りまして、25 年度中に設置したいというふうに聞いております。費用につきましても、岩手県さんで設置されるということでしたので。

古市会長： ということは、岩手県で国の方に予算要求をされるということですね。そういうことですね。ありがとうございました。

では 4 番目まで済んだんですね。そうしたら 5 番目、お願いします。

事務局： それでは資料 4-1 の 2 の (5) の事業費でございます。新旧対照表の 18 ページになります。

こちらに事業費の表が載せてあります。事業費の左側の数字、取消線が引かれた黒い数字は素案でお示した事業費でございます。今回、改めて精査した数字がこの赤い数字になります。今回精査の結果、事業費が 476 億 9,500 万円になりましたということです。

そして資料 4-1 の 3 枚目を御覧下さい。中ほどに㊦ということで事業費を掲載しています。今回、精査しました約 477 億円は、現行計画から 43 億円の増加となります。また、平成 25 年度から平成 34 年度までの事業費につきましては約 67 億円ということになります。

素案でお示した事業費が 480 億円ということでございますので、素案の事業費よりは若干下がりましたが、現行計画よりは 43 億円増加するということになります。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございました。

いかがでございましょうか、若干、正確に推計した結果、43 億円ですか事業費が上がるのでしょうかということで、これは必要経費として計上されたわけですが、いかがでございましょうか、何か御質問、ございますか。

よろしいですか。では 6 番目に参りたいと思ひますので、事務局、よろしくお願いします。

事務局： 新旧対照表の 19 ページでございます。Ⅳの 1 に朱書きで「なお」書きを追加してございます。

資料の 4-1 に戻りますが、(6) でございます。本年 8 月 22 日に施行された改正産廃特措法に基づき国の方でも基本方針を見直してございます。その見直し後の基本方針において、新たに排出事業者等に対する自主撤去を県が働きかけるものとするというふうに定められたことに伴いまして、責任追及の基本的考え方にその旨記載したところでございます。

同様の改正が 31 ページの改正に伴ってございます。ちょっとページが飛びまして申し訳ございません。ここの 31 ページの 6 番目に、新たに排出事業者等に対し講じようとする措置の内容として、「また」以降の部分で同様の改正を行ってございます。

なお、ここで「引き続き」と入れたことにつきましては、30 ページから 31 ページにかけまして、本県ではこれまでも排出事業者等からの自主撤去を認めてきた経緯がございます。今回、新たに基本方針に加えられたことに伴ってやるということではなく、引き続き自主撤去等の働きかけを行っていくという趣旨で記載したものでございます。

(6) の説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。これにつきまして何か御質問、コメント等、ございますか。

これは姿勢としてこういうことを続けていくということでございますので、是非こういう方向で続けてやっていただきと思います。

特段ないようでしたら、7 番目、お願いします。

事務局： 新旧対照表の 39 ページでございます。新たに項目 6 番を追加してございます。度々資料が飛んで申し訳ございません。その趣旨について資料 4-4 に基づきまして説明いたします。

県では当初、平成 16 年の実施計画の当初の策定にあたりまして、県境不法投棄事案発覚に至るまでの県の対応について、県境不法投棄検証委員会を設置しまして検証を行い、その結果及び再発防止策等を計画に記載したところでございます。

今回の実施計画の変更におきましても事業開始後の行政処分、措置命令とか代執行費用の納付命令とかでございます、こういった行政処分の状況ですとか不法投棄防止対策について、当時委員を務められておられた大竹昭裕氏、他 3 名から改めて意見聴取を行い、その内容を今回の変更実施計画に反映させているというものでございます。意見聴取の日時は本年 10 月 19 日、金曜日、

場所は青森県庁の庁舎内で行っております。出席者等といたしまして、青森県立保健大学准教授、大竹昭裕氏、大竹氏におかれましては検証委員会において委員長を務められております。2人目といたしまして八戸工業大学、熊谷教授、熊谷浩二氏。ネットワーク A・L 元代表、成田有子氏。愛知大学法科大学院教授、春日修氏。春日氏におかれましては書面により意見提出をいただいているところでございます。

当日提出された意見の概要についてでございます。事業開始後の措置命令、代執行費用命令等に関する意見として出されたものでございます。

アといたしまして、これは本県で平成 23 年に不法投棄の元役員に対して措置命令を行っております。これについて提出された意見でございます。

「平成 17 年に環境省の行政処分の指針が改正され、不法投棄法人の役員に対する責任追及に明確に定められた後、県が元役員に対して措置命令を発出したのは平成 23 年となっており、不法投棄への関与の度合いなどの事実認定や責任範囲の確定等が困難であったという事情を考慮してもかなりの経過期間を経過している。今後、法令や行政処分の指針の改正などがあつた際に、迅速に対応できるようにすべきである」というのが意見の第 1 点目でございます。

2 点目といたしましては、「原因者に対する財産調査を今後とも十分尽くすべきである」

3 点目につきまして、今回の実施計画の変更にも記載されてございますけれども、この意見聴取の場においても「排出事業者等に対する責任追及については相応の努力を行っており、概ね適正と評価できるが、排出事業者に対する自主撤去・自主抛出については、公費負担軽減の観点から、より積極的に進めるべきである」との意見が示されたところでございます。

2 番目の項目として、事業開始後の不法投棄防止対策についてでございます。

1 点目といたしまして、「平成 14 年度の検証結果を踏まえ、立入検査・指導件数が上がったこと、関係機関と連携を強化して対処していることは評価できる」

2 点目といたしまして、「実際の事案に関する対応事例をまとめたマニュアルを作成し、関係職員への周知を図るべきである」

3 点目といたしまして、「平成 14 年度の県境不法投棄検証委員会の検証結果報告を踏まえ、強化された不法投棄防止対策について、その評価結果を適切にとりまとめ、その効果が分かるようにすべきである」という意見が提出されたところでございます。

これにつきまして、39 ページに同じ内容で新たに記載したというところでございます。

資料の 4-4、新旧対照表 39 ページの説明については以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。いかがでございましょうか。検証委員会でやっていただいた内容につきまして、今度、改訂するにあたって再度御意見を伺って、ここにその内容を記述したということでございます。

いかがでしょうか。

じゃあ、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： すみません、原因者ということについて教えてください。

事務局： ここで言っている原因者というのは、不法投棄を行った八戸市の三栄化学工業株式会社と、もう破産で消滅してございますが埼玉県にありました縣南衛生株式会社と、この2社が不法投棄原因者となっております。

古市会長： よろしいですか。

他にいかがでしょうか。特段ございませんか。

そうしたら、これ、修正等の概要について御説明いただいたんですが、次のページのところも御説明いただくことになるんですか、これ。どういうふうになっていますか。時間との関係がありますので、どういうふうになりますか。

事務局： 次の3以降につきましては、今、説明申し上げたことと重複いたします。それを分かりやすく2枚紙にまとめるとこうなるということでございますので、皆さん、全体像を把握する際に御活用いただければということで、ここでは説明は省略させていただきたいと思えます。

古市会長： そうですか。はい。そうしたら資料の4-7ですか、今後の日程ですか、これについてちょっと御説明下さい。

事務局： 資料4-7でございます、今後の日程につきまして御説明します。

本日御説明いたしました変更実施計画の案につきましては、今後、以下の日程に従って田子町、それから青森県環境審議会の意見聴取等を経て環境大臣と協議を行うこととしています。田子町の住民説明会につきましては来週です、11月14日、水曜日に予定しております。それから県の環境審議会につきましては11月26日。それから田子町さんからの意見聴取につきましては11月28日を予定しております。その後、庁内の組織ですけれども、県境再生対策推進本部会議というのがございます。こちらへの報告を経て環境大臣に協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

古市会長： 多分、この協議会が次回は3月の上旬になると思うんですね。そうすると、その時期だともうこのことについては了解をいただいていることになりますか？環境省の了解。どういう状況ですか。

事務局： その辺は協議の進み具合だと思うんですが。他の県もかなりの件数を持ってございますので、あと、環境省だけではなくて中で別の会議を持ってまた検討をするというようなことも伺っていますので、集中するとちょっと長引くということもあり得ると思いますけれども、少なくとも年度内には終わると思いますけれども、次の協議会までに終わっているかどうかというのはちょっと現時点では分かりません。

古市会長： そうしますと、状況においては協議中の状況を次回御説明いただくということになりますか。

事務局： そうですね、やり取りしている中でどんな状況かと、決まっていなくてもどんな状況かということはお伝えしたいと思います。

古市会長： そうですか、分かりました。

以上で協議事項の資料につきましては全部一応説明していただきましたが、全体を通しまして、やはりこれだけは言うておかなければいけないとか、言い忘れたとか、質問でもコメントでもありがとうございましたでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 実施計画書ではないので発言を控えてきましたけれど。資料4-4の4の①、②に関わる場所なんですが、県が措置命令、代執行費用納付命令とか、あるいは自主撤去、自主抛出を促すということになってはいますが、これは、この部分で国は何もしないんですか。

事務局： この自主撤去につきましては、特段国の方から事業者に働きかけるということではなくて、あくまで今回代執行を行っている県とかが働きかけると。実施計画上、都道府県等ということになってはいます、国として自主撤去に対して何らかの働きかけを行うというふうにはなってございません。

佐々木委員： 少なくともこういった不法投棄を防止するという国の責任から言うと、県が自主撤去、自主抛出を働きかけるための環境整備を何かすべきじゃないかなと思うんですね。これ、県として国に対する要望事項になるんじゃないかと思うのですが、そのあたり、いかがでしょう。

事務局： 国の基本方針におきましても、国は都道府県に必要な助言、指導を行うといった形で、あと連絡調整ですとか必要な助言、指導を行うといった形での側面支援的な役割を担うと記載されてございます。

古市会長： 佐々木委員がおっしゃりたいことは、今、非常に行政としての優等生的な御回答をいただいたんですけども、要するにこれは広域的な廃棄物の移動で不法投棄なんですよね。ですから、青森県だけで起こったこと、県境だけで起こった問題ではなしに、要するに首都圏のゴミが来たわけですよね。そういう意味ではもっと大きな国の管轄に関わる部分の原因とも考えられるわけですね。

だから、そういう時に国の責任みたいなこともないのでしょうかという御質問でしょう？

今さらここで議論をしても仕方ないんですがね。それに関しては国の方でも不法投棄に対策委員会というのがございまして、私も何回か出ましたけれども、それは要するに過去のものではなく今後の不法投棄に対しても費用を誰が負担するかという議論はされているわけで、なかなかこれも難しいんですね。アメリカなんかですとスーパーファンド法がありまして、基金があつてということなんですが、その基金自身がもう尽きていまして、これは国がどれだけ負担をするんだ、地方の自治体がどれだけ負担をするんだ、それから例えば民間の企業が、産廃に関係するような企業がどれだけ負担をするか、なかなか負担率も決まらないんですね。

ですから、そういう国全体で考えるべき問題もやっぱりこれは大きくはらんであることではあろうと思うんですよね。これは何らかの形でこういう問題提起があつたということは、例えばマスコミで取り上げていただくとか、そういう形しか、県の方に申し上げてもなかなか難しいだろうと思えますけれども。

佐々木委員、どうでしょう、どんどんそういうことをいろんなところで発言していただいたら国の方にも通じるのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。全体を通して。

石井委員、お願いします。

石井委員： すいません、資料4-5の新旧対照表の15ページ目の真ん中あたりに、(3)汚染拡散防止対策の終了と書いています。先ほどの1,4-ジオキサン汚染も含

めて廃棄物撤去後の残った汚染水ということについての記述だと思うんですけども、「地下水が環境基準以下となり、云々」がありますね、終了すると。例えば、どういうふうにしたらいいですよ、とかというのを、例えば環境省さんとかと具体的な協議をされてやるようなものなのか、それともこれから協議会でこういうことも含めて考えていくのか。現時点でどうしているのかお聞かせ下さい。

古市会長： 15 ページの（3）の対策の終了ですね。御質問は？

石井委員： 「地下水環境基準以下となり」と書いていますけれども、そういった内容の確認の仕方ですよ。

古市会長： なるほど。これ、今、石井委員がおっしゃっていただいたんですけども、今回新たに付け加えられているんですよ、新旧対照で下線が引いてあるという事は。

事務局： いや、これは当初と比べて変えたということで、今回、前回と変えたのは赤書きということになります。

古市会長： いやいや、そうではなしに前回と比べて付けられたわけでしょう。

石井委員： 現行実施計画と比べて。

古市会長： ごめんなさい、前回というのは前委員会ではなしに、当初に比べてこれを追加された趣旨と、こういう終了要件というのをどういうふうに国の方と協議されていくのかと、その辺のお考えをお聞かせ下さい。非常に重要な部分だろうと思いますので。

事務局： まず、これを加えたのは、前回の計画から地下水の処理ということについて明確な規定がなかったということがございまして、そういうことでこれは付け加えさせていただいております。この基準につきましては、我々も国の方に、これは私ども青森県だけの問題ではなくて、各県共通の問題だと認識しておりますので、この辺の終わらせ方についての考え方も、作る前にすり合わせをしたいということで国にはご相談を担当レベルではさせた経緯があるんですが、協議に上がってきたものを見て検討させていただきたいということで、事前のすり合わせの中では明確な答えはいただけませんでした。

現在、他の県からも上がっていった中で、環境省の方でもこの辺の終わらせ方の統一性というか、各県の整合性を取らなくてはいけないという認識は現時点では持っていていただいているというような発言がちょっとございましたが、そういった中でまた国が全体としてどう考えるのかということも含めて国から何らかの統一的な基準が示されればそれに従うということになります。

また詳細についてはまだ詰めなければいけない部分があると思いますので、その辺は今後、この協議会も含めて専門家の御意見等も聞いた上で具体的に詰めてまいりたいなと思っています。

古市会長： これ、質問された石井委員、いかがでしょうか。

石井委員： これから検討しますというようなことなのでしょうけれども、いろいろな現場で見えていますとね、やっぱり環境基準と排水基準の間のところってかなり難しいんですよ、考え方として。現場は広いですしね、全ての地下水ってどこなんだという話も出て来ますし、結構なかなか決め方が難しい問題なんですよ。ただ、他のところと違うのは、まあ他のところもそういうところがあるんですけども、遮水壁があるということですよ。

ですから、そういったところで、今後遮水壁をどういうふうにしていくのかということも含めて環境基準というものと排水基準というものを一体どういうふうにしてこの現場で周りの田子町の皆さんとコミュニケーションしながら終わらせていくのかといった問題だろうと思うんですよ。

そういう面で、その上の方に書いていますが、「3年程度経過後に中間評価を行い」とありますよね。ですから、いかにやりながら、やり方も少しずつ変えながら、コミュニケーションを図りながら、あとやっぱり無限にお金を掛けていいというわけではございませんので、ある程度のところでやっぱり収めなければいけないですよ。そういうところが多分問題なのかなというところで。これは結構難しい問題ですよということですね。

古市会長： 今、言っていたコメント、質問は、かなり好意的な質問なんです。今、室長がお答えいただいたのはかなり正直なお答えなんです。ここまで正直に言われるところも珍しいんですよ、青森は本当にすごいなと。

というのはね、この終了要件は最高の終了要件なんです。国の方でまだ決まっていなくても、国はここまで言うかどうか分かりませんよ、これ。だって、処分上、ないのを終了要件と、環境基準以下にするなんていうのを、環境基準にする以上、さらに下げるといふことはありえないんです。これは最高の要件なんです。ね。だから、それを分かっている、国が何もお茶を濁

してぐにやぐにやとしているところで、もうはっきり書いてね、うちはこうやりますとおっしゃっているわけですよ。だからすごくて、正直なんですよ、青森県は。だからすごいなと思って、本当に大丈夫？というふうに心配したのが今の石井委員なり、私がちょっと余計なことを申し上げているのはそういうことなんですよ、これ。大丈夫ですか？ここまでやりますか？と。非常にきれいな水にするということですよって。

特に今、地山の下のところの帯水層、そこにジオキサンがあるわけですよ。でも、8年間で浄化するという目標で目途も立っておられるとは思いますが、そういう時に本当に環境基準の前後というのは非常にそこまで下げるというのはものすごく難しい技術なんですよ。今、遮水壁が両方ありますのでね、流れていることはまずない、水処理施設を通すわけですから、その時は。だから、これ、本当に大丈夫かなというところを心配したわけです。

住民、県民の方も、あとそういうふうにとお金の方は大丈夫かなというものがあるんですよ。普通のところの不法投棄対策現場なんていうのは排水基準以下にするというのはほとんどなんです。10倍違うんですよ、濃度が。その下げるのは非常に、費用対効果が非常に悪いわけです。膨大なコストが掛かるわけです。この辺、榎本委員はよく御存知だと思いますけれどもね。

安心は安心ですよ、絶対に。でも、それが実行可能性とコストの面から考えた時にいかなるものかというのはなかなか難しい。これは国としてなかなか統一的にできない面でもあるわけなんですよ。

というのは、どこに立地している現場なのかによっても違いますしね、周辺環境との関係もありますし。

ということで、そういう意味でこれは確認させていただいたということに今日は留めさせていただきますけれども、そういうことなんですよということをこの協議会でも確認しておきたいと思います。

ありがとうございました。他にございませんですか。よろしいですか。

そうしましたら、これで一応協議事項は終わりましたので、それでは資料5です、次回の開催日時及び場所について御説明、よろしくお願いいたします。

事務局 : それでは資料5、第46回協議会の開催日時、開催場所について御案内申し上げます。

まず開催日時につきましては来年の3月2日、土曜日です。時間につきましては1時半から3時半までです。場所につきましては青森県観光物産館アスパム6階の八甲田で行いたいと考えてございます。正式には後日、文書でお知らせしますので、委員の皆様におかれましては、予め御了承のほど、よろしくお願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。次回は青森でということで、3月、この時期、また天候が悪いので私来れないかも分かりませんが。できるだけ皆さん、揃われることを願って次回したいと思います。

全体を通して何か御質問、ございますでしょうか。ございませんか。

そうしたら時間もちょっと過ぎていますし、最後にまとめと書いてありますけれど、今日はゆっくり時間をちょうだいして1時間半ほど協議事項について議論をさせていただきましたので、皆さん、もう十分御理解をいただいたと思います。

今回かここ、変更の実施計画書について議論をしていただきまして、岩手県とも非常に協調関係をもって、当初お願いしたことも実現しそうであるし、少しずつ前進しているなと思いますので、この調子で頑張っていきたい。ただ、若干懸念事項もございますけれども、それは何人かの方に御指摘をいただきましたけれども、中間評価的な、モニタリング的なところを通してこの協議会でも把握しながら、修正等があれば意見を申し上げたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。これで終わります。マイクを返します。

司会： 熱心な御協議、大変ありがとうございました。

では、以上をもちまして第45回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。